

議案第一號

劃

所有地を福生土地整理組合の地区に編入同意に關する件
福生町立福生中學校敷地として買収した左記所有地を福生
土地整理組合の地区に編入しその設計書及規約
に依り整理施行に同意するものとする

昭和二十三年六月二十日提出

福生町長 岸 徳次郎

[illegible]

武藏野	二四三七	烟	外旺畔	六	三六〇
"	二四二八	"	外旺畔	六一	九八四
"	二四三〇	"	外旺畔	一〇	六七八
"	二四三一	"	外旺畔	五	三四六
"	二四四二	"	二	二六	一七二
"	二四四三	"	外旺畔	一〇	八八八
"	二四四四	"	外旺畔	五	一二三
"	二四四五	"	一〇	四九五	四九五〇
"	二四四六	山林	一〇	六三二	六三二
"	二四四七	"	一	一一	一〇六
"	二四五〇	烟	七	二四〇	二四〇

買收前編入下4

武藏野	二四五一	墳墓地	外旺畔	二二	二二四	要
"	二四四九	烟	外旺畔	五	三二四	
"	二四四八	山	四	八五		
"	二四三九	烟	外旺畔	一五	一五〇	
牛	一〇五	山林	一	二〇六		
"	一〇六	"	一	二〇五		
"	一〇七	"	二	四一二		
"	一〇八	"	二	五二〇		
武藏野	一〇五九	山林	一〇	九		
"	一〇六〇	烟	外旺畔	一	三三	
武藏野	二四三二	烟	外旺畔	四	二四六	

買收前編入下4

計	牛浜			
三五事	一 一 三 一	山 杯	八 〇 二	四 八 四
			九 九 四 二 坪	

議案第二號

福生町議會會議規則及町議會傍聽人取締規則
則設定の件

福生町議會會議規則及町議會傍聽人取締規則
別紙の通り設定致し候

昭和二十三年六月二十日提出

福生町議會議長 加藤市藏

福生町議會會議規則

第一章 總則

- 第一條 議員は、招集の告示に指定された期日において、議事堂（會議室）に集合しななければならない。
- 第二條 町議會が成立したときは、議長が開會を宣告するものとする。但し、總選舉により初めて招集された議會の開會は、町長がこれを宣告する。
- 第三條 定例会の會期は、五日以内とし、議長がこれを定める。但し、二月の定例会については、これを二十日以内とする。
- 第四條 議長は、開會の際、議員に會期を告知しなければならない。臨時會の會期は、議長がこれを定め、開會の際、議員に告知しなければならない。
- 第五條 會期中に議案の審議を終了することになり、又は臨時急務を要する事件があるときは、他特別の必要があるときは、議長は三日以内において會期を延長することができる。
- 第六條 前項の場合において、議長は直ちにこれを議員に告知しなければならない。
- 第七條 第三條乃至第四條の規定により會期を定めるとき、又は第五條の規定により會期を延長したときは、議長は直ちにこれを町長に通知しなければならない。
- 第八條 町議會開會の場合において、議長又は建議で議決に至らないものは、總會に繼續しない。
- 第九條 總會は、議長がこれを宣告する。

第二章 議場整理

第九條 會議は午前九時に始まり、午後四時に終るものとする。但し時宜により時向を伸縮することを得る。

第十條 議員の席次は、定期改選のあった會議の初に於いて抽籤を以て、これを定む。但し補缺議員は前任議員の席に著くものとする。

第十一條 議長、選舉管理委員長、監査委員及び公安委員會の委員並にその委任又は囑託を受けた者に、着る席及び書記の席若しくは傍聴人の席は別にこれを設ける。

第十二條 議員は會議中濫りに議場を退かすことができない。但し已むを得ない事故があるときは議長に申しおななければならぬ。

第十三條 議員は會議の半にして着席するときは議長に申しおななければならぬ。議題の外、議事中に起る總ての事件は議長これを決し又は會議に諮りこれを決する。

第十四條 議事を始めるときは議長は書記をして、その案を朗讀せしめる。但し時宜により朗讀を省略することを得る。

第十五條 自己若しくは父母、祖父母、妻子、孫、兄弟姉妹の一身上に關して議事に參與しようとする議員は、その議事に先ち會議の同意を求めなければならぬ。この場合においては討論を用い不得議長は會議に諮りこれを決する。

第十六條 議事中は氏名を唱へないで、議長は職名、議員は議席の番號を呼ぶものとする。

第三章 議事日程

第一條 議長は會議の終りに於いて、次日の議事日程を議員に報告する。但し初日の會議においては議事を始めのうちにこれを報告する。

第二條 議員中緊急事件を議題とするため議事日程変更の動機を提出し、議員二名以上の賛成があるときは議長はこれを會議に諮り可否を決する。

第三條 議長自ら緊急事件と認めらるるか又町長、選舉管理委員長、監査委員及び公安委員會の委員若しくはその委任又は囑託を受けた者の請求があるときは議長はこれを會議に諮り討論を用ひずこれを決し、議事日程を変更することを得る。

第四條 議事日程を定めたる當日會議を開くことができない場合は、後日會議を開くときは前に報告した日程による。

第四章 讀會

第一條 讀會は、第一讀會、第二讀會及び第三讀會に區別して、議長に於いて緊急議決を要するもの又は簡易の議題を認めるときは、議員の認む會議の順序を省略することを得る。

第二條 第一讀會においては、その議案につき第二讀會を開くべきか否かを決するものとする。

第三條 第二讀會においては、議案の條項につき逐次これを審議するものとする。

第三條

第三讀會においては議案の全体につき審議確定する。
議案の説明を求めるときは第一讀會においてこれを説明しなければならぬ。但し已むを得ない場合に於ては第二讀會においてこれを説明することを得る。

第五 章 勸諭及建議

第三五條

勸諭は、第一讀會及び第二讀會において議員一名で足りる。第三讀會においては議員二名以上の賛成が必要なければ、議題とすることができない。

第三六條

建議をしようとするものは、文案を備へて議長に提出しなければならぬ。但し緊急事件は文案を省略しこれを演説することを得る。建議は議員二名以上の賛成が必要なければ議題とすることができない。否決した建議は同一會期内に再び提出し得ることはない。

第六 章 發言及討論

第三七條

議員發言しようとするときは起立して議長と呼び自己の番號を告げ議長へ許しを受けなければならない。

第三八條

議題につき暫く發言がないときは議長において異議ないものと認め採決することを得る。

第三九條

討論は必ず議長に向つてこれをなすなければならない。

第四十條

議員互に相問答することができない。討論は議題外に行はることができない。討論が終らないときは議長において詔旨に付きたものと

認めるときは、これを議會に諮り討論を用ひず採決することを得る。

第七 章 修正

第四一條

議案に対する修正の動議は、第二讀會においてこれを提出するものとす。

第四二條

第三讀會においては、文案を修正するの外修正の動議をなすことができない。但し議案中互に支障ある事項又は法令に背く事項あることを發見した場合、必要の修正をなすことはこの限りでない。

第四三條

同一の議題につき數個の修正の議がある場合には、原案の趣旨に最も近いものから順次採決する。

第四四條

修正案並に原案いづれも過半数の賛成を得なかつた場合は、調査委員を定めてこれに付託しその報告を俟つて可否を決する。

第四五條

否決した修正の動議は、同一會期内に於いて再び提出することができない。

第八 章 委員

第四六條

會議の事件につき決議を要するとき、議長の意見又は議員三名以上の要求により全議員を委員とし議事を開くことができる。

第四七條

異議があるときは、會議の決を採らなければならない。議案の調査又は修正を要するとき、議長の意見又は議員二名以上の請求により會議の決を採り議員中から特別委員を選定しなければならない。

第四八條

委員の数は、奇數としその員數、會議の決するところによる。委員は議員これを選舉する。但し會議において議長が指名し奉ること

第百條

本員選任の方法は單記無記名投票又は連記無記名投票によつて得票數同數なるときは抽籤によつてこれを定める。

第百一條

委員會に於いて委員長一名を互選しなければならない。必要があるときは委員中から一名又は數名の理事を互選し、委員長が政障があつたときは、豫め委員長の指定した順序によつてその職務を代理するものとする。

第百二條

委員會は、委員長これを招集する。委員定數三分の一以上の請求があつたときは、委員長は必ずこれを招集しなければならない。

第百三條

委員の審査は會議の付託した事件の外にわたることができない。委員長の審査は、會議の議事を整理し、その経過及び結果を會議に報告しななければならない。但し、少數者の意見は別にこれを報告することができない。

第百四條

委員會は、本員半數以上の出席しなければ議事を開くことができない。この議決は可否の多數によつてこれを決する。但し可否同數なるときは、委員長これを決する。

第百五條

委員に付託した事件の發議者又は動議提出者は、その委員會に出席して説明することができ、但し表決に加はることができない。

第百六條

委員會の議事は、議員を除くの外傍聴を許さない。但し委員會の議決により議員の傍聴を禁止することができ、但し議長に於いてその問題を宣告しこれを可と採決しなかつたときは、議長に於いてその問題を宣告しこれを可とする。

第

第百七條

會議録には左の事項を記載するものとする。
一、開會、閉會の顚末。
二、會議始終の年月日及び時刻。
三、出席議員の氏名。
四、所長、選舉管理委員長、監查委員及び公安委員會の委員並に、その委任又は囑託を受けた者の職氏名。
五、書記の氏名。
六、會議に付した事件の題目。
七、議決の要旨。
八、選舉の顚末及び當選者の氏名。
九、法令若しくは會議規則に違反又は議場の秩序を亂し若しくは妨害をなした者の處分についての事項。
一〇、再議又は再選舉に付せられた事件の題目。
一一、その他必要と認める事項。

第百八條

會議録署名議員は、三名として毎會期にこれを選舉する。

第百九條

議場内の秩序

第百十條

議場内に於いては、異様の服裝をなし又は外套、傘、杖の類を携帯し若しくは帽子、襟巻等を著けてはならない。

第百十一條

議事中は喫煙してはならない。

第三章 附則

第五條

議事中は賛聲又は否聲を發し又は喧噪し他人の演説及び朗讀を妨げることができない。
散會に際しては議員は議長退席の後でなければ退席することができない。

第二章 懲罰

第五條

第六條

第七條

議員が、無礼の言葉を發し又は他人の私生活にわたる言論をなしたるときは、議長が議會に諮りその議決によつて五日以内の出席を停止し又は未出席することとすることができる。
この規則第五十一條乃至第五十三條の規定に違反した者は、議長が議會に諮り公開の議場において戒告若しくは陳謝せしめることができる。
正當の事由なくして會議開始の時刻に參會しない者は、議會の議決によつて、百圓以下の過怠金を科することができる。

補則

第八條

第九條

第十條

この規則の疑義は、議長がこれを決する。若し出席議員の三分の一以上の異議があるときは、會議の決するところによる。
この規則は、議長又は議員足数の三分の一以上の発議でないときは、改正増補又は削除等を議することができない。
昭和二十二年二月十五日制定 福生町會々議規則 第三十條 以下

町議會傍聴人取締規則

第一條

第二條

第三條

第四條

第五條

第六條

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

議會を傍聴しようとする者は、その町の住民にして、選舉權を有する者に限る。
傍聴人は、概ね五十人を限るとする。
傍聴人は豫めその氏名及び住所を議長に通告しなければならぬ。
傍聴券は、前條の通告に際し、傍聴人に交付しなければならぬ。
傍聴券の様式等は議長が別に定める。
傍聴人は傍聴券を受附條に示し、控席に入らなければならぬ。亦退場するときは、傍聴券を受附條に返付しなければならぬ。
傍聴人は、控席に憩ひ號鈴に従つて着席しなければならぬ。但し會議の半ばあるときは受附條の指示に従つて着席しなければならぬ。
傍聴席に於いては、左の事項を遵守しなければならない。
一、會議に對し公然と可否を表明し、又は喧騒にわたる。その他會議の妨害を與ふるはならない。
二、會議中濫りに傍聴席を離れてはならない。
三、私語又は飲食喫煙してはならない。
四、帽子、襪、襪又は外套を着ける等、無礼の所為を為すはならない。
五、傘、杖の類を携帯してはならない。
六、一定の出入口の外を入つてはならない。
七、武器、兇器その他危険の虞れある物品を携帯する者及び酩酊したる者には傍聴を許さない。

何等の事由があつても傍聴人は議席に入ることではない。
議場内に於いて議員に文書物品の類を差出せんとする者は受附條

第十條

第十一條

に差出し届け方を請わなければならない。傍聴人自ら差出しを
 できない。
 議場内において議員に面會を求めようとする者は受付係に申
 して指示を受けなければならない。
 左の場合に於ては速かに退場をせられなければならない。
 一 傍聴を禁止したとき。
 二 退場を命じられたとき。
 前各號の外係員の指示があつたときはその指示に従わなければな
 らない。

附則

此 止

大正九年四月制定福生町熊川村組合傍聴人取締規則廿五頁停止

議案第三號

所有地貸付に関する件

別紙の通り所有地貸付申請があつたので之が處理方法
を決定致した。

昭和二十三年六月二十日提出

福生町長 岸 徳次郎